

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの） の 第七条 令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 二の二 投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号及び第十条の二第一項第十二号において同じ。）の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。）の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。）又はその特定関係法人（法第六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。以下この号において同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行う</p>	<p>（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの） の 第七条 令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 （略） （新設）</p>

ことを約する契約（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）に基づく権利

三 (略)

2 (略)

(適格機関投資家の範囲)

第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一 (略)

二 投資法人

三 二十七 (略)

2 12 (略)

(同一種類の有価証券等)

第十条の二 令第一条の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第二号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、第一条の七の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の八の二第一号イ並びに第一条の八の四第三号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)に規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及

三 (略)

2 (略)

(適格機関投資家の範囲)

第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一 (略)

二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人

三 二十七 (略)

2 12 (略)

(同一種類の有価証券等)

第十条の二 令第一条の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第二号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、第一条の七の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の八の二第一号イ並びに第一条の八の四第三号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)に規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及

び当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一〇十一 (略)

十二 投資証券及び外国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。）で投資証券に類する証券 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口又は当該外国投資証券が表示する権利に係る利益の分配の内容

十三〇二十六 (略)

2・3 (略)

び当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一〇十一 (略)

十二 投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号において同じ。）及び外国投資証券（同項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。）で投資証券に類する証券 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口又は当該外国投資証券が表示する権利に係る利益の分配の内容

十三〇二十六 (略)

2・3 (略)